

「マルチ商法」に関する相談の概要 <特に契約当事者が学生の場合>

- MECONIS 情報から -

この記事は、東京都消費生活総合センター及び都内区市町村の消費者相談窓口寄せられた相談情報をMECONIS（東京都消費生活相談情報オンラインシステム）を用いて分析したものである。

分析項目：販売購入形態が「マルチ・マルチまがい」の相談

契約当事者が「学生」である相談を中心に分析

分析データ：東京都消費生活総合センター及び都内区市町村の消費者相談窓口で受け付けた平成12年4月～16年3月（4年間）の相談データ

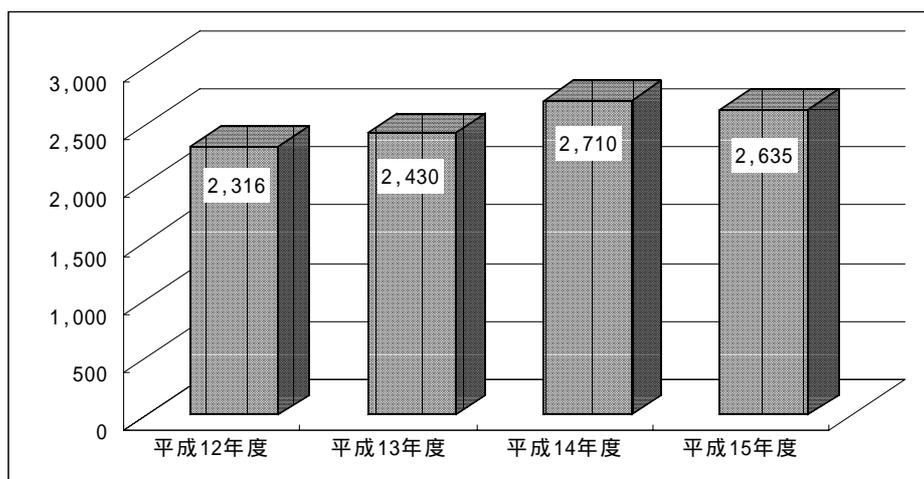
ただし、ここで取り上げた相談事例は、平成16年4月～16年9月受付の相談データから抽出したものである。

1. 相談件数

マルチ商法とは、商品やサービスを販売する組織に加入し、会員を増やして商品購入等を増やすことでマージンが入るシステムを用いた商法であり、次々に人を勧誘して組織を拡大するため、身近な友人や同僚がターゲットになりやすい。そのため、断りきれずに加入しても結局は誰も誘えず、多額の借金をして自分で商品を抱え込んでしまったり、強引な勧誘で人間関係を壊してしまったという相談が多く寄せられている。

相談件数の推移を示したのが「図 - 1」であるが、15年度においては若干の減少が見られる。

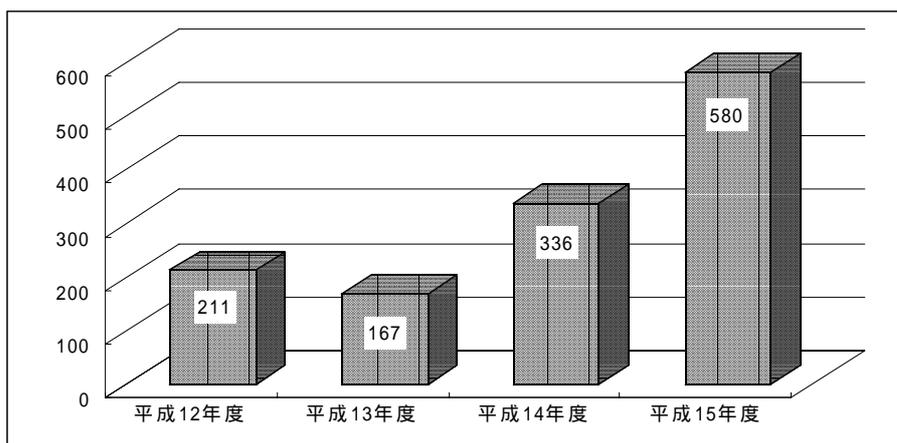
【図 - 1】マルチ商法相談件数の推移



一方、契約当事者が「学生」の相談件数を見ると14年度以降の増加が著しい。(図 - 2)

平成15年11月に都センターが緊急消費者被害情報を発信したとおり、大学生の間でマルチ商法の被害が拡大したことから、最近の傾向として「学生」をターゲットにしたマルチ商法の傾向が伺われる。

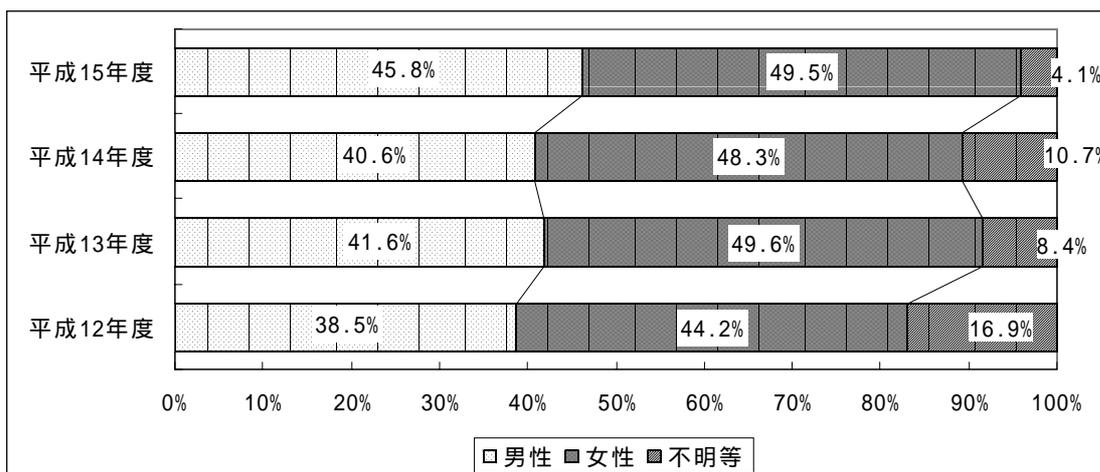
【図 - 2】マルチ商法相談件数の推移 (契約当事者「学生」)



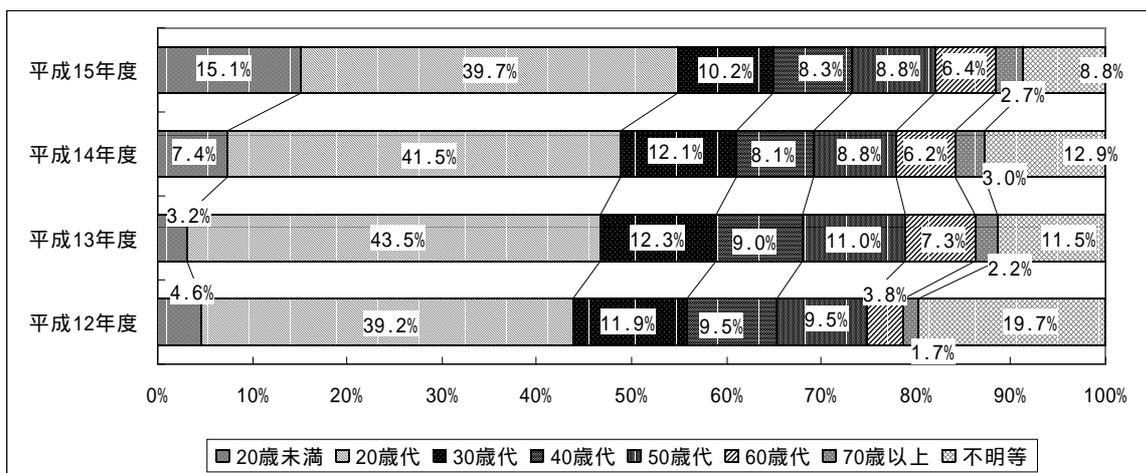
2. 契約当事者の属性

契約当事者の属性について、性別、年代別、職業別に示したのが「図 - 3」から「図 - 5」である。

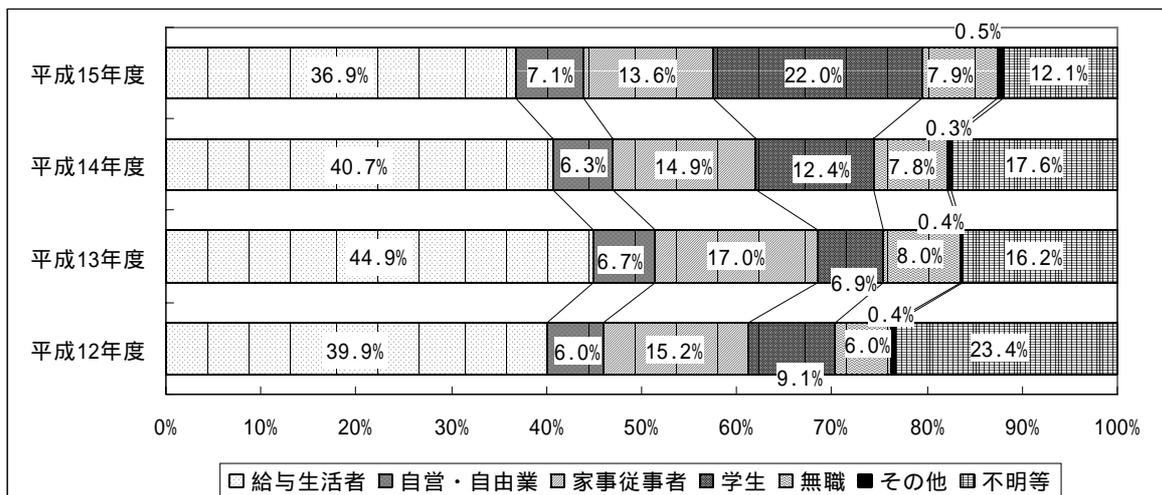
【図 - 3】契約当事者性別割合



【図 - 4】契約当事者年代別割合



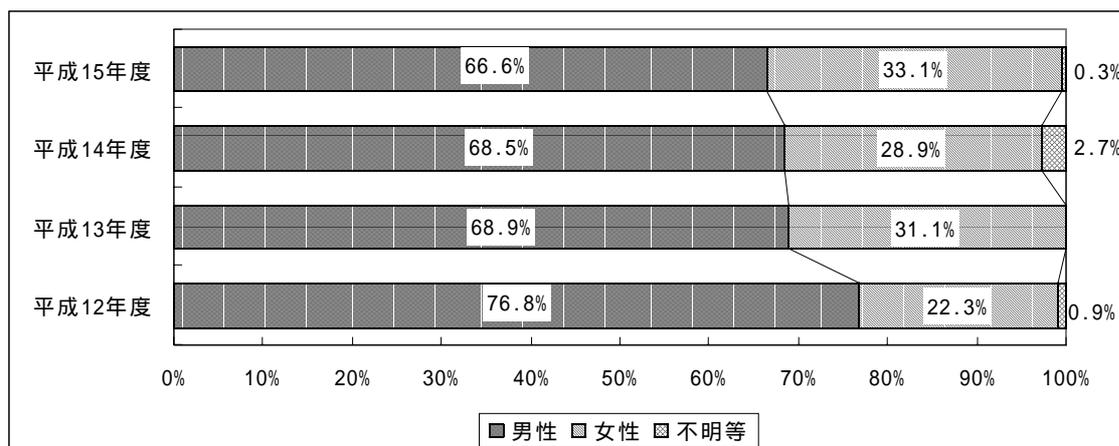
【図 - 5】契約当事者職業別割合



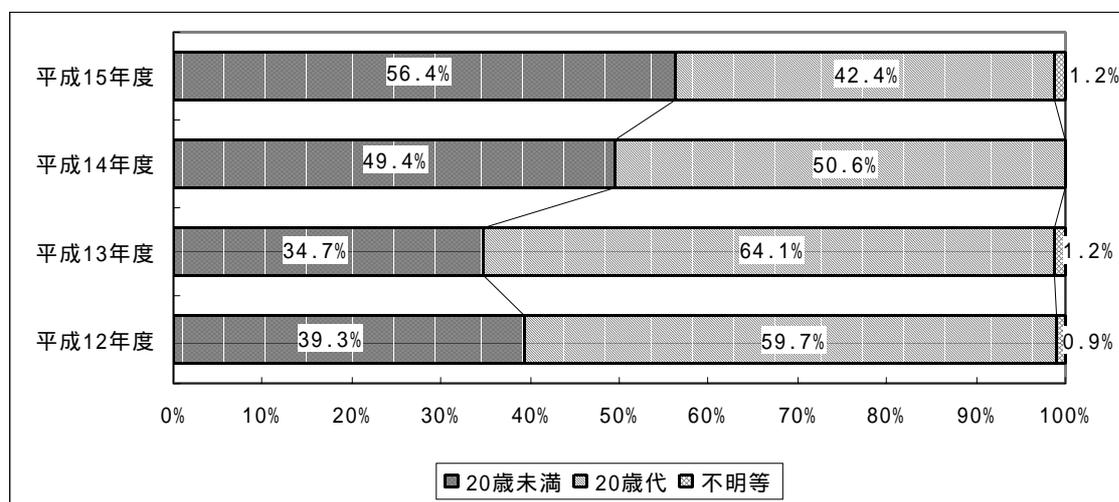
性別では各年度とも「女性」が「男性」を上回っているが、15年度においては「男性」の割合の上昇が目立っている。年代別では「20歳代」の割合が各年度とも4割前後と高い割合を示しているが、14年度以降、「20歳未満」の占める割合の上昇傾向が目立っている。職業別では「給与生活者」の割合が最も高いものの、14年度以降、「学生」の割合の上昇が顕著に見られる。この契約当事者が「学生」である相談について性別、年代別の属性を示したのが「図 - 6」、「図 - 7」である。

「学生」の場合は、性別では各年度とも「男性」が「女性」の2倍を上回っている。年代別では、「20歳未満」の占める割合が13年度以降、年々上昇しており、15年度においては半数を越すまでになっている。

【図 - 6】契約当事者「学生」性別割合



【図 - 7】契約当事者「学生」年代別割合



3. 相談内容

マルチ商法の相談内容について、「マルチ商法全体」と「契約当事者学生」のそれぞれ上位10位まで示したのが「表 - 1」と「表 - 2」である。

契約当事者が「学生」の場合の相談は、各年度とも「未成年者契約」上位に挙がっている。また、15年度においては、「クレ・サラ強要商法」が上位に挙がっており、支払能力の低い「学生」にクレジットや学生ローン等を強要し、契約を迫っているケースが多いと思われる。その他の相談内容としては、「全契約当事者」も「契約当事者学生」も大きな違いはなく、「サイドビジネス商法」、「紹介販売」、「解約」等が上位に挙がっている。

【表 - 1】相談内容上位10位

順位	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
1	紹介販売	1,017	サイドビジネス商法	1,121	サイドビジネス商法	1,358	サイドビジネス商法	1,596
2	信用性	731	紹介販売	1,007	紹介販売	1,115	紹介販売	1,056
3	サイドビジネス商法	706	信用性	691	クーリングオフ	717	解約	758
4	解約	592	クーリングオフ	664	解約	697	クーリングオフ	699
5	クーリングオフ	479	解約	568	信用性	688	信用性	587
6	インターネット	261	返金	227	返金	284	未成年者契約	393
7	返金	157	高価格・料金	194	高価格・料金	194	返金	247
8	高価格・料金	147	インターネット	162	未成年者契約	174	高価格・料金	208
9	約束不履行	126	約束不履行	139	書面不交付	141	書面不交付	145
10	虚偽説明	106	倒産	131	強引	134	虚偽説明	141

【表 - 2】相談内容上位10位（契約当事者「学生」）

順位	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
1	紹介販売	99	サイドビジネス商法	86	サイドビジネス商法	203	サイドビジネス商法	414
2	インターネット	88	紹介販売	68	紹介販売	146	未成年者契約	320
3	サイドビジネス商法	83	解約	53	未成年者契約	141	解約	229
4	解約	79	クーリングオフ	51	解約	127	紹介販売	203
5	信用性	58	未成年者契約	44	クーリングオフ	119	クーリングオフ	199
6	未成年者契約	50	信用性	33	信用性	49	返金	90
7	クーリングオフ	42	インターネット	25	返金	44	信用性	72
8	書面不交付	30	高価格・料金	16	書面不交付	27	クレ・サラ強要商法	49
9	アメリカ	23	書面不交付	16	年齢詐称	26	儲からない	41
10	返金	23	返金	14	書面偽造	25	書面不交付	39

4. 商品・役務

マルチ商法で扱われた商品・役務について、「マルチ商法全体」を示したのが「表 - 3」、「契約当事者学生」を示したのが「表 - 4」である。

どちらも相談件数が多いのは、「健康食品」、「化粧品」、「美顔器」、「浄水器」等であり、いずれもマルチ商法で扱われる代表的な商品であると思われる。12年度の「学生」の1位になっている「他の運輸・通信」の相談のほとんどは、平成13年7月に国民生活センターが消費者被害注意情報を発信した「ホームページのスペースをレンタルさせるマルチ商法」の米国の事業者に関するものである。この事業者については、米国連邦取引委員会が連邦裁判所に提訴し、同社の財産を凍結、管財人が指定され、現在損害賠償手続きが行われているところである。

【表 - 3】商品・役務別相談件数上位5位

順位	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
1	健康食品	442	健康食品	783	健康食品	762	健康食品	690
2	化粧品	288	化粧品	314	化粧品	487	化粧品	566
3	理美容器具・用品	255	文具・事務用品	275	文具・事務用品	221	食器・台所用品	263
	美顔器	189	電話機類	142	電話機類	108	浄水器	247
4			小型コンピューター	122	小型コンピューター	98		
	文具・事務用品	187	理美容器具・用品	154	食器・台所用品	146		
	電話機類	93	美顔器	102	浄水器	128		
5	小型コンピューター	77	食器・台所用品	128	商品一般	138	文具・事務用品	143
	商品一般	160	浄水器	117			電話機類	74
							小型コンピューター	53

【表 - 4】商品・役務別相談件数上位5位（契約当事者「学生」）

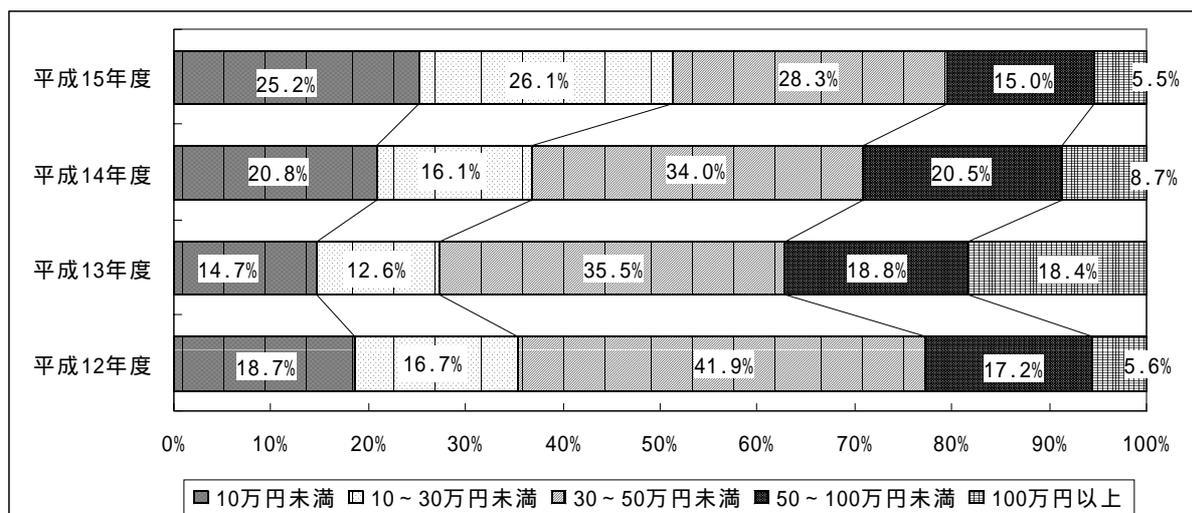
順位	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
1	他の運輸・通信	69	健康食品	51	健康食品	139	化粧品	269
	オンライン情報サービス	32						
	プロバイダ	26						
2	健康食品	28	文具・事務用品	28	化粧品	90	健康食品	174
			小型コンピューター	18				
			電話機類	8				
3	内職・副業	27	化粧品		内職・副業	19	内職・副業	43
4	商品一般	16	内職・副業	14	文具・事務用品	16	商品一般	37
					小型コンピューター	8		
					電話機類	6		
5	化粧品	14	教室・講座	7	理美容器具・用品	12	食器・台所用品	8
					美顔器	6	浄水器	7

5. 契約購入金額

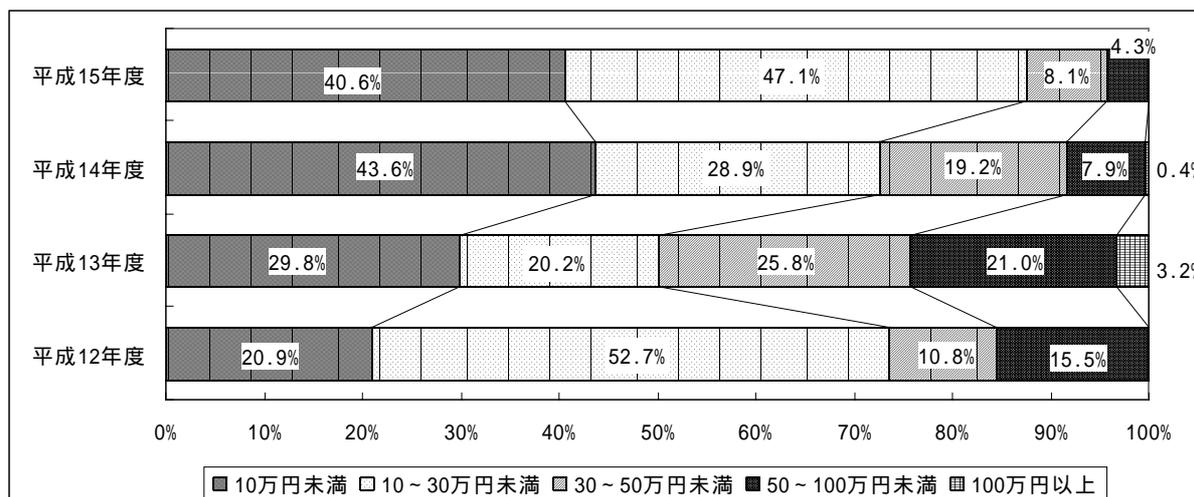
契約購入金額別の割合について、「マルチ商法全体」を示したのが「図 - 8」、「契約当事者学生」を示したのが「図 - 9」である。

「マルチ商法全体」では、各年度とも「30～50万円未満」が最も高い割合を示しているのに対し、「契約当事者学生」では、13年度を除き、「10万円未満」と「10～30万円未満」をあわせて7割以上と比較的低い契約金額の相談が多くなっている。13年度に「100万円以上」の高額な契約の割合が高かった背景としては、倒産した企業による高額な被害が多かったことが挙げられる。「学生」の契約としては非常に高額と思われる「100万円以上」の契約の割合も3.2%と高くなっている。

【図 - 8】契約購入金額別割合



【図 - 9】契約購入金額別割合（契約当事者「学生」）



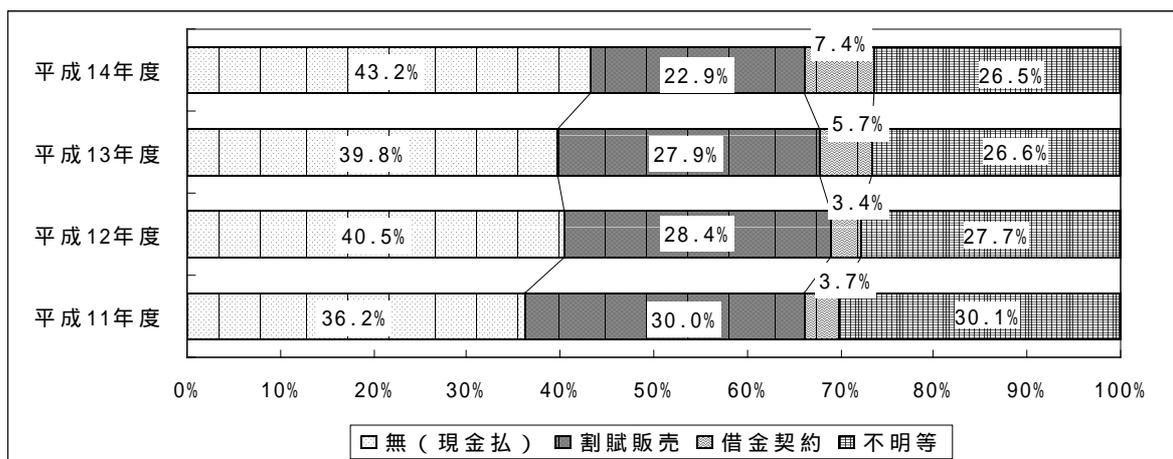
6. 支払方法

支払方法について、「マルチ商法全体」を示したのが「図 - 10」、「契約当事者学生」を示したのが「図 - 11」である。

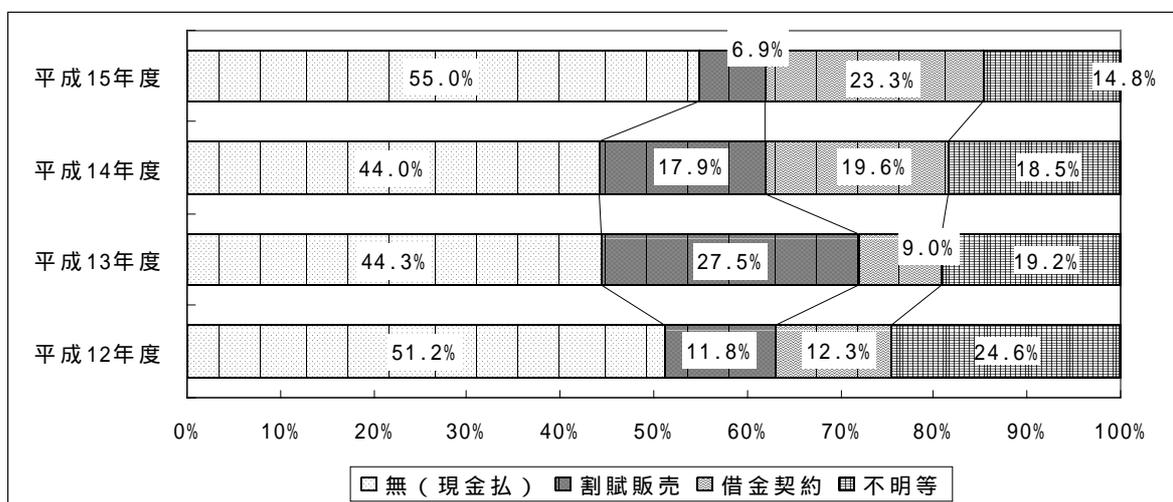
「マルチ商法全体」を見ると、「現金払」の割合が最も高く約4割を占めている。次いで「割賦販売」が2～3割と続き、「借金契約」は徐々に上昇が見られるものの、1割に満たない割合で推移している。

一方、「契約当事者学生」を見ると、「現金払」の占める割合がより高く15年度においては5割を超している。次いで13年度を除き、高い割合を示しているのは「借金契約」である。特に15年度においては、2割以上を占めており、学生ローン等で借金をして契約に至っているケースが増加している現状が伺われる。

【図 - 10】支払方法別割合



【図 - 11】支払方法別割合（契約当事者「学生」）



7. 相談事例

(1) 契約当事者学生

・4か月前、高校時代の友人に「良いアルバイトがある」と誘われ、化粧品を学生ローンで購入した。友人に勧めたが断られ、2か月後に組織の上位者に解約を申し出たが、何の連絡もないためあきらめていた。契約書は捨ててしまったが、商品は未開封。先日、他の未成年のメンバーが解約してもらった。自分も未成年者取消をしたい。

（化粧品 / 20歳未満 / 男性 / 契約購入金額9万7千円）

・友人から、お金はかからないから名前だけと言われ、健康食品のマルチ商法の勧誘を受けた。これまで一度も購入せず金銭負担はなかったが、突然、データ管理料を請求するハガキが届いた。10か月間購入していないので登録抹消すると書いてある。カスタマーセンターに

電話をしてもつながらない。支払いたくない。（健康食品 / 20歳代 / 男性 / 請求金額2千円）

・大学1年生の時に先輩に勧められ、儲かると言われネットワークビジネスに加入した。お金がないと言ったらサラ金に連れて行かれ10万円借りさせられた。加入金66,666円支払ったがそのままになっている。加入当時、未成年であり親にも内緒である。ビジネスの内容はどんなものかよくわからないし解約したい。

（ネットワークビジネス / 20歳未満 / 男性 / 契約購入金額6万7千円）

・7か月前に友人に誘われ、タレントスカウトの権利販売のマルチビジネス契約をした。学生ローンで2社から10万円ずつ借りて支払った。自分も友人を勧誘したが契約には至らなかった。自分を誘った友人は消費者センターに相談し、自分も相談するよう勧められた。詳しい契約内容は何の書面ももらっていないのでよくわからない。

（タレントスカウトの権利 / 20歳未満 / 男性 / 契約購入金額20万円）

・娘がマルチ組織に加入し何人もの友人を紹介している。家族でやめるよう説得するが聞き入れない。娘は「自分の下に30名メンバーがいて頼りにされている。自分の失敗談や成功例を話してあげることによって稼がせてあげた。今やめると仲間を裏切ることになる。今は友人を紹介して組織を増やす段階で事業はしていない。組織が大きくなったら事業もしっかりやっていきたい」と言う。これ以上深入りして友人を傷つけないよう説得して退会させたい。

（他の内職・副業 / 20歳未満 / 女性 / 契約購入金額6万7千円）

(2)虚偽説明

・知人に健康食品販売のマルチ商法への参加を勧められている。説明会に連れて行かれ、変なパウダーを飲まされ、これを飲まば絶対やせると力説された。また、他の人を誘えばバックマージンが稼げると言う。まだ契約はしていないが怪しいと思う。信用できるか。

（健康食品 / 40歳代 / 男性）

・知人から誘われ、付き合いで浄水器の説明会に出席。水道水はとても危険である、浄水器を購入して人に紹介すれば儲かると説明を受けた。テープやメモはとってはいけないと事前に言われていた。自分は購入しなかったが、このような業者は指導すべきだ。

（浄水器 / 60歳代 / 男性）

(3)長時間勧誘

・会社の先輩に、3人ビジネスをする人を勧誘し、その人が40万円分の商品を購入すれば10%がCM料として収入になる、月4万円の副収入が得られるバイトと勧誘された。ねずみ講のようで断ったが、夜9時半から朝4時半まで説得され、マルチ組織に入会した。活動をしていないとリーダーから毎日メールが来るし、4万円かかるセミナー出席を強要される。退会したいがグループの説得が怖い。 (寝具・活水器 / 20歳代 / 女性 / 契約購入金額61万円)

(4)約束不履行

・知人から、携帯電話のメールアドレスを集めるだけで収入になる、事業者からそのアドレスに広告メールが発信されると1件につき10円の収入、組織に人を入会させるとマージンが入る、月100万円稼いでいる人がいると収入明細を見せられ信用した。一口10万円のロイヤリティが必要だと言われ、お金がないと言ったら消費者金融からの借入れを勧められた。早く利益になると3口分契約したが報酬が支払われない。 (20歳代 / 男性 / 契約購入金額33万円)

(5)クレ・サラ強要商法

・職場の先輩から、ネットショッピングを広めれば成功する、会員はインターネット上で安くいろいろなものを購入できる、そのために浄水器や化粧品の契約が必要と何度も勧誘を受けた。支払えないと断ると、キャッシングの方法があると勧められ、サラ金2社に連れて行かれお金を借りてその場で渡した。解約したいがどうすればよいか。

(浄水器・化粧品 / 20歳代 / 女性 / 契約購入金額42万円)

(6)返金

・1年半前知人の紹介で契約した美顔器をクーリングオフしたが、返金されず業者が倒産した。金銭消費貸借契約のローンの支払いを止めたい。破産管財人の弁護士に連絡したが、資産が残っていないため返金はないが、消費者センターに相談すれば今後のローンの支払いを止められるかもしれないと言われた。月2万円ずつ支払っており、まだローンは半額残っている。商品は1年半前に送り返している。 (美顔器 / 20歳代 / 男性 / 契約購入金額50万円)

・友人の紹介で浄水器の契約をした。購入者を紹介する仕事ということだったが、けがをして仕事ができなくなったため、友人に解約を伝え返品した。友人は返金されると言っていたが4か月経っても返金してもらえない。友人との連絡も取れなくなってしまった。

(浄水器 / 20歳代 / 男性 / 契約購入金額32万円)

8. 「マルチ商法」に関する相談の問題点

マルチ商法については、特定商取引法で「連鎖販売取引」として、(1)誇大広告の禁止、(2)収入の根拠などを記載した書面の交付、(3)契約後20日間は無条件解約ができるクーリング・オフの規定、(4)「必ず儲かる」というような断定的な説明の禁止などを事業者に義務づけるなどの規制が行われてきた。しかし、目的をはっきりと告げずに説明会に誘ったうえ、儲かることを強調して契約させる等の行為が目立ち、特に学生が被害にあうケースが急増したと等を受け、平成16年11月11日施行の改正特定商取引法では、連鎖販売取引等に関する民事ルールの整備を改正の大きな柱としている。これにより、退会や返品等、解約時のルールが明確に規定された。

今後、この法規制が適用されることによりトラブルが減少することが期待されるところであるが、センターに寄せられる相談は、友人などから「必ず儲かる」、「楽しんで稼げる」等と勧誘され、断りきれず契約に至りトラブルになっているケースが多い。必ず儲かるなどというまい話はないことを肝に銘じ、友人の誘いであっても納得できなければ毅然とした態度で断ることが必要である。また、契約に至ってしまった場合でも20日以内であればクーリング・オフができる。トラブルになった場合は、早めに消費生活センター等に相談してほしい。